特別養護老人ホーム　タムスさくらの杜船橋　優先入所に係る取扱規定

1.目的

当規定は特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的と致します。

2.基本となる指針

当規定は船橋市が作成する「船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針」に基づいて作成致しました。

3.ご入所の対象となる方

　　入所の対象者は、原則として船橋市民とし、要介護3から要介護5の方であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者及び要介護1又は2の方であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当することが認められる方と致します。

4.ご入所の申し込み

　　ご入所の申し込みは、次項申し込み書類を当施設に提出することにより行っていただきます。

【申込書類】

①「特別養護老人ホーム優先入所申込書（両面印刷）」

②「健康診断書」

③「ご家族様連絡先」

④「身体状況・日常生活動作　チェック票」

⑤「行動・心理症状　チェック票」

⑥　介護保険証／負担割合証のコピー

⑦　介護保険負担限度額認定証のコピー（お持ちの方のみ）

⑧　サービス利用票・サービス利用票別表（それぞれ直近３か月分）

現在、介護保険の居宅サービス（訪問介護、訪問看護、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ、ｼｮｰﾄｽﾃｲ等）をお受けになっている方は、それぞれ直近３ヶ月分 の「サービス利用票」「サービス利用票別表」のコピーを添付していただきます。

なお、現在ご入院または他施設にご入所されている方は、それ以前にご自宅で暮らしていた時のものがありましたらご用意下さい。

※　お申込み内容に変更が生じた場合には、当施設にご連絡していただきます。再度、お申込み書類をご提出していただく場合もございます。

※　お申込みを取り下げる場合には、「特別養護老人ホーム優先入所申込取り下げ書」をご提出いただきます。

5.入所検討委員会

（1）施設は、入所の決定に係る委員会又は会議（以下「委員会」という。）を設置し、入所の決定等を行うものと致します。

（2）委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成致します。なお、委員会には第三者（当該法人の評議員等）を加えるものと致します。

（3）委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催するものと致します。

（4）委員会は、入所待機者名簿（以下「名簿」という。）を調製するものと致します。  
（5）施設は、特例入所の申込者を入所検討委員会で検討するにあたっては、あらかじめ

特例入所の要件に該当していることを確認するものと致します。

（6）委員会は、審議の内容を議事録として5年間保管致します。

6.特例入所の判断に係る手続き

（1）施設は、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮致します。

①認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

（2）施設は、入所検討委員会において特例入所の判断を行うに当たっては、市に対し、特例入所の判断に係る意見照会により、その意見を求めるものと致します。なお、特例入所の申込者が他市の被保険者の場合には、保険者である市町村に対し、特例入所の判断に係る手続きについて確認するものと致します。

（3）市は（2）により施設から意見を求められた場合、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容などを踏まえ、施設に対し特例入所に係る意見書を交付するものと致します。

（4）市は、施設に対し特例入所に関する情報を必要に応じて求めることが出来るものとし、求められた施設は当該情報を提供するものと致します。

7.入所待機順位の決定

入所待機順位の決定は船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準により、算定した点数が高い者から委員会の審議により順位を決定致します。

8.入所者の決定

入所待機順位をもとに委員会の審議により、入所を決定致します。

ただし、施設の専門性、男女別構成等により入所予定者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

9.特別な理由による入所

次に揚げる場合においては委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定致します。

（1）老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合

（2）災害等により委員会を招集する余裕のない場合

（3）きわめて緊急性の高い等、入所することが最も適切である場合

10.名簿の取扱い

（1）入所待機順位の見直し（名簿更新）は原則として4月・10月の年2回とし、そのほか必要に応じて行います。

（2）名簿の更新に当たっては、必ずすべての待機者に通知し、その結果を反映致します。なお回答がない場合には、入所申込の取下げがあったものと見なし、必要に応じて改めて入所申込を行って頂きます。

（3）入所の意思を確認したにもかかわらず申込者の都合により辞退があった場合には特別の事情がある場合に除き、入所申込みの取り下げがあったものと見なし、必要に応じ改めて入所申込を行って頂きます。また、施設は辞退理由について必ず聞き取り記録として残すものとし、市より求めがあった際には、当該情報を提供致します。

11.その他の取扱い

（1）施設の職員及び第三者委員は、業務上知りえた個人情報等について漏洩することの内容特に留意致します。また施設を退職、もしくは退任した後も同様と致します。

（2）施設は、入所申込者、家族等から入所に関する説明を求められた場合、適切に対応できるように致します。

12.適正運用

施設は、この指針を参考に入所に係る規定を定め、適正な運営実施を行います。

13.適用期間

　当規程は、令和3年4月1日から適用致します。